受付番号　第　　号
２００７年9月１１日
時　　分

山県市議会議長　様

山県市議会議員
寺町知正　　印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します
質問番号１番　　答弁者　　副市長
質問事項　　国体馬術誘致で市の財政負担が増加しては本末転倒だ
《質問要旨》
　６月議会の一般質問で、市内大桑の椿野の広大な土地の今後について一般質問した。１９９９年(平成１１年)に土地開発公社が「7億６４７１万２０００円」という自治体の債務負担を前提に取得した「５８６１９㎡」には、８年あまりの金利が６，５７２万８，４９８円増加して合計平成１８年度末の用地原価は9億０８６５万7，２１１円。
　いずれ市が買い取る(買い戻す)必要があり、市はこの土地を利用する方策として、５年後の２０１２年の国体の馬術競技を誘致するという。

　６月を過ぎて、私に指摘があった。
　それらの土地開発公社の取得した土地は、代金支払い８年を経過して未だに「仮登記」状態だという。仮に名義人がお亡くなりになられたらどういう手続きになるかも考えているのか、という。
　登記簿などを調べてみた。確かにそのとおりだった。
　一般に、公共用地の取得などの場合、支払いは契約時７割、所有権移転登記３割、これが常識だと聞く。登記が完了していないのに満額支払う異例、８年間も仮登記のまま、しかも、６万平米という広大な面積、筆数の多さ、いずれも極めて異例だ。

１．　このような状態でずっときた理由とそうしなければならなかった理由は何か。

２．　公拡法の税控除の適用をされた筆数、その総額はどのようか。

３．　税金(税務署)的なメリット、デメリット、税法上の問題点はなにか。時効の有無も含めて問う。

　過去の国体の近い例からの推測によると、リハーサル大会・本番大会関係の総事業費が約７億９０００万円とイメージされる。このうちの場所を提供する山県市の負担額は約１億８０００万円。
　他方、市の総合体育館で以前から予定されていたバレーボールは会場の改修費を入れても約４８００万円。違いはきわめて大きい。
　ここで地元から「国体をするなら道路整備を」、と来たという。
　大桜グランド近くの本線から会場現地奥のグランドまで約２．６キロメートル。
　道路整備工事費は、１メートルあたり１０万円から３０万円。仮にメートル２０万円とみて、道路工事費だけで５億円以上。

道路用地は現況では、大桜グランド近くが幅７メートルほど、会場近くは数メートル、これを片側歩道付きにすれば幅は１０メートル強は必要。用地費をいくらで見るかだが、何億円という単位の額となる。

４．　補助金頼みの行政の問題はともかく、一般に、道路の場合の補助金について、将来も継続的に相当たくさん利用があると判断されなければ認められないがどうか。
今回、それが成立すると考えるのか。

５．　道路関係の起債に関してみれば、国体という一過性の事業が原因とするなら、恒久的道路財源にならないのではないか。起債が認められると考えるのか。

６．　市の財政が大変厳しいことは、誰もが知っている。市の土地買戻費と国体事業費を想定加算して、仮に当該道路事業を実行した場合、この道路事業が市の財政に与える影響はどのようか。

７．　これでは、国体馬術も何も「事業」をせずに単に土地開発公社から土地を買い戻すだけが市の財負担を一番軽くする方法だ、という意見がすでにきている。そういう声にどう答えるのか。

８．　馬術の跡地利用は、「市の公園」という話が聞こえてくるがどのような利用の可能性があるのか。

以上